

様式第6号（第5条の4関係）

宇環許第6-6号

許 可 証

住 所 檜原市五井町187-2
業 者 名 株式会社 NANBU
代表者名 岩本 和代

複製禁止

令和6年3月1日付で申請のあった一般廃棄物処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び宇陀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条第1項の規定に基づき、次の条件を付して許可する。

令和6年4月1日

宇陀市長 金剛 一智



1. 業務の種類 一般廃棄物処理業
2. 廃棄物の種類 「可燃性（生ごみ）事業系一般廃棄物」
3. 有効期間 自 令和6年4月1日 ～ 至 令和8年3月31日
4. 指定区域 「宇陀市全域」
5. 条 件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守することはもちろん、廃棄物処理業者としての自覚を持って維持管理に当たり許可業者間の円滑な運営に当たること。
 - (2) 搬入の廃棄物については、すべて一般廃棄物とし、産業廃棄物の搬入は厳禁とすること。
 - (3) 搬入については、赤色で印刷した指定袋で宇陀クリーンセンターへ搬入すること。
 - (4) 宇陀市収集区域以外の廃棄物の搬入が判明したときは、直ちに「搬入許可」の取消しを行うこと。※室生地域のごみ収集については、東宇陀クリーンセンターが、直営収集を実施している。